

創立：1980年(昭和55年)1月10日 事務局：460-0008
 会長：関谷 俊征 名古屋市中区栄1丁目3-3 AMMNATビル7F
 幹事：鈴木 淑久 TEL：052-211-3803
 広報委員長：鳥山 政明 FAX：052-211-2623
 例会日：毎週木曜日 PM12:30～ MAIL：2760@nagoya@mizuho-rc.jp
 会場：ビルトシ名古屋 URL：http://www.mizuho-rc.jp/

2019-20年度
 名古屋瑞穂ロータリークラブ
 会長のテーマ
 「50年に向けて新たな第一歩、
 会員相互の理解を深めよう！」

2019-20年度
 国際ロータリーのテーマ
 ロータリーは世界をつなぐ
 (ROTARY CONNECTS THE WORLD)



ROTARY CLUB OF NAGOYA MIZUHO

WEEKLY REPORT

第1892回例会

～基本的教育と識字利率向上月間～
 クラブテーマ：「熱田の杜・友愛・気品」

2019年9月26日(木) 晴 第11回

司会：新見 光治 会場委員長
 斉唱：「四つのテスト」「それでこそロータリー」

会長挨拶

関谷俊征会長

皆さん、こんにちは。9月も終わろうとしていますが今年は台風が多く発生しました。特に台風15号は千葉県に大きな被害をもたらす損壊した家屋も多く生活再建を見通せない住民はまだ多いと聞いています。そして2週間に及ぶ停電が多くの住民にダメージを与えました。「当初の4日間は町内の状況が分からなかった」と被害が大きかった役場の担当者のコメントもありますし被害の状況は市町村から県に報告するのがルールだそうですが災害対応に忙殺されて報告が遅れ甚大な被害を見通せなかったそうです。



振り返ると色々問題はありますが自治体の防災対策は地震が中心で台風の被害想定には今一つ甘さがあると言われてます。

今日9月26日は60年前に5098人の死者・行方不明者を出した伊勢湾台風の被害を受けた日です。被害の想定・対応を考える事はとても難しいとは思いますが我々の日常の生活は、技術の進歩により日々便利になっています。是非その技術を災害対応の準備に役立てて欲しいと思います。

先々週になりますが、福岡西RCの例会へ15名で参加しました。年に一度の訪問ですが例会後の二次会・三次会、そして翌日の懇親ゴルフにも参加しました。凄く良い雰囲気の中で交流が出来ました。福岡西RCは歴史もありとても質の高いクラブであると思います。是非交流を続けて将来は協同で何か活動が出来ればいかなと期待をしたい所です。

今日は会員の村瀬さんの卓話です。村瀬さん、よろしくお祈りします。

出席報告

広瀬弘幸出席委員

会員70名 出席45名 (出席計算人数52名)

出席率 73.8% 9月19日は補填により91.7%

ニコボックス

広瀬弘幸ニコボックス委員

- ・ 役満の野崎です。先日麻雀会で久々役満(九蓮宝燈)で上がりました。自分でもビックリです。
- ・ 北海道のゴルフ旅行とても楽しかったです。ご一緒下さった皆さんに感謝です。 野崎 洋二さん

- ・ 今日は私の誕生日です。60年前の伊勢湾台風の日に生まれました。 大嶽 達郎さん
- ・ 9月21日に70歳の誕生日を迎えました。 岡村 達人さん
- ・ 今月は誕生月でした。博多では会長と共に福岡西RCの皆様にお祝いしていただきました。 鈴木 淑久さん
- ・ 野崎さん九蓮宝燈おめでとうございます。 今川 知也さん
- ・ 村瀬さんのお話楽しみにしています。 松田 浩孝さん
- ・ 皆さんと神田松之丞を観にいける事になりました。楽しみです。 萩原 孝則さん
- ・ 広瀬君の顔を見たから 泉 憲一さん
- ・ 9月15日に先祖の供養塔を建てることができました。 鈴木圓三さん、近藤茂弘さんと同じ霊園で来世もいっしょでした。 榎田 篤弘さん
- ・ ガバナー補佐訪問に随行して他クラブ例会に参加し良い刺激を受けています。 田中 宏さん
- ・ 野崎さんはじめ皆さんに大変お世話になり、ありがとうございます。 渡辺喜代彦さん
- ・ ゴルフ部会有志で札幌遠征に行ってきた。最高のゴルフ日和でした。皆さんありがとうございます。 湯澤 信雄さん
- ・ 北海道ゴルフツアー皆様お疲れ様です。野崎さん、渡辺さん、岩田修司さん。鈴木伸一さん、湯澤ノブちゃん、森裕之さん、お世話になりました。 松波 恒彦さん
- ・ 本日新会員の研修会お世話になります。 安井 友康さん
- ・ 関谷会長、先日はご馳走様でした。 山口 哲司さん
- ・ 関谷さん先日はお世話になりました。大嶽さん還暦誕生日おめでとうございます。 湯澤 勇生さん

委員会・同好会報告

野球部：鈴木淑久さん

8月9月は練習を空けていましたが10月から朝練をしますのでLINEまたはFAXで連絡します。時間は朝6:30集合で場所は熱田神宮グラウンドです。日程が10月4日(金)10月18日(金)10月25日(金)10月29日(火)です。

会場委員長：田中宏さん

地区の伊藤ガバナーから2019年8月九州北部災害義援金について依頼があります。後程黒いボックスを持って各テーブルを回りますのでご協力お願いします。

表彰

- ・ ベネファクター表彰 八木沢幹夫さん



幹事報告

鈴木淑久幹事

- ・ 9月26日(木)18:00より、料亭「大和屋」にて長期ビジョン及び社会奉仕委員会が行われます。

- ・9月26日(木)16:30より、あつた蓬莱軒松坂屋店にて在籍3年未満研修会が行われます。新会員の方は、本支配布した冊子2冊(これだけは知っておきたい「ロータリーの基礎」・今日からロータリアン)とクラブ計画書持参をお忘れ無きよう、お願いします。
- ・次週10月3日(木)11:00よりヒルトン4F「梅の間」にて推薦小委員会がありますので関係各位の方はお願い致します。
- ・13:40よりヒルトン4F「梅の間」にて第4回理事会が行われますので、お願い致します。
- ・10月6日(日)熱田RAC例会があります。担当の方はお願いします。10月12日(土)WFF例会となりますので10/10(木)は休会です。

卓話

村瀬 俊高さん

テーマ:「刑事事件のあらまし」

本日は皆さんの貴重なお時間を頂き誠にありがとうございます。今日は「刑事事件のあらまし」ということで、一般の方が逮捕された場合の手続きを中心にお話させていただきたいと思います。

皆様は人が逮捕されるということについてどういった印象を持っておられるでしょうか?私が自分の妻に聞いたところ、妻は「一般の人が逮捕されたら、いきなり有罪で刑務所に行くことになると思っていた」と答えました。私は驚きましたが、確かに逮捕された人がどうなったかは、大きな事件でない限りニュースなどで報道されません。よく知らないで逮捕されたらすぐに刑務所へ行くかと思ってしまうかもしれません。

ここは誤解のないようお願いしたいのですが、逮捕されたらすぐに有罪であることが確定して刑務所へ行くことが決まるわけではありません。逮捕というのはあくまでもこれから捜査をするにあたって対象者の自由を制限する手続であり、逮捕即有罪ではないのです。罪を犯したと疑われた場合、疑いをかけられた人は捕まることを恐れて逃げ出したり、証拠を捨てたり隠したり、関係者と口裏を合わせるといった行動をしてしまいがちです。これを防ぐために一時的に対象者の自由を拘束するというのが逮捕という手続です。

誰かを逮捕しようとする場合、捜査機関は裁判所に「この人をこういった容疑で逮捕したいです」と申請し、裁判官から令状を出してもらった上で逮捕します。例外は現行犯で逮捕した場合です。警察が令状を持って逮捕しに来るのは早朝か夜間が多いようです。早朝や夜間の方が対象者が家にいる可能性が高く、近隣の迷惑になる危険も低いということがその理由です。

犯罪の嫌疑があり、結果も重大である場合は、通常は逮捕の手続がとられますが、事案によっては逮捕されないことがあります。最近のケースですと池袋の交通事故は世間的にも物議をかもしました。何の罪もない母親と子供が暴走車に跳ねられ亡くなり、沢山の人が目撃している状況下でおきた交通事故です。一見すると逮捕してその間に取り調べをすべきではないのか?と思われたかもしれませんが、しかし、あくまでも逮捕は対象者が逃げてしまったり、証拠を隠したり損ねたりすること(証拠隠滅)を防ぐための手続です。この事案では、交通事故をおこした人が高齢で逃亡を図ることが考えにくいうえ、証拠の隠滅も困難であったことから、捜査機関としてはあえて逮捕しないで捜査を進める手続をとったのではないかと、思います。

逮捕され身柄を拘束された方から依頼を受けた場合、私達弁護士が最初に行くことは依頼者との打ち合わせです。「なんだ打ち合わせか、当たり前じゃないか」と思われたかもしれませんが、依頼者は自由に動けないので、これがなかなか一手間です。弁護士以外の方が拘束状態の依頼者と面会する場合は、様々な制限が伴います。時間帯が日中に限られる上、1回あたりの面会時間は10分から15分程度で、警察職員の立会いもありますので、腹を割った話をすることはできません。弁護士が依頼者と接見(面会)する場合はこういった制限が一切ありませんので、

まずは依頼者からじっくり話を聞いて、今後どういった方針で、何をしていくかを話し合います。

逮捕事実に対する依頼者の反応は様々です。容疑を認める人もいれば、逮捕には身に覚えがない、あるいは間違っている事実があると言って争う方もいます。依頼者が容疑を認めている場合は逮捕事実について捜査機関と大きな認識の違いは生じませんが、争う場合は認識の食い違いが生じ、対立することになります。こうした場合、捜査側は依頼者を厳しく取り調べた上で、自分たちの見立てに沿った文章にサインさせようとしています。しかし、あくまでも人間のすることであり、警察や検察が見立てを間違えることも当然あります。そうした場合に依頼者が誤った見立てによってえん罪のそしりを受けることのないよう、弁護士としては接見を重ねて依頼者に正しい情報を伝えるよう動きます。必要に応じて裁判所に不服の申立てをすることもあります。また、身体を奪われた方には黙秘権という権利がありますので、場合によっては、取調中ずっと黙っていなさいと指示することもあります。

被害者の方がいる事案で、依頼者が容疑を認めている場合は示談ができるかが重要です。弁護士が、依頼者によって被害者に頭を下げに行くこともあります。示談ができるかどうかは検察官の最終的な判断に大きく影響しますので、事案によっては被害者の方との示談交渉が業務の大きなウェイトを占めることとなります。検察官が判断を下すまでの時間は限られていますし、示談をすぐにまとめられれば、それだけ依頼者の拘束期間が短くなることもありますので、とにかくスピード感をもって動くことを心がけています。

以上、簡単ではございますが逮捕された後の流れについてお話をさせていただきました。ここにいらっしゃる皆さまはそのようなことはないかと思いますが、万が一お知り合いの方が事件に巻き込まれた際は迷わず弁護士にご相談下さい。本日はご静聴いただき、誠にありがとうございました。



例会のご案内

■今週の卓話 10月3日(木)

テマ: 米山奨学事業をご理解ください
卓話者: 大橋均さん
役職: 地区米山奨学委員会 副委員長

■次週行事 10月10日(木) R 規定により休会

10月12日(土)

行事: WFF(ワールドフードフェスタ)
時間: 12:00
場所: 久屋大通公園 エンゼル広場

■次々週行事 10月17日(木)

行事: 1895回例会及びI.D.M
時間: 18:00~20:00
場所: 神宮茶屋 金山北店